

尾鷲市農業委員会 令和4年11月定例会 議事録

1. 開催日時：令和4年11月7日（月）午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A

3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村 敦夫
委員	1番	船津 貫一
	2番	野田 泰史
	3番	黒 次美
	4番	塩津 史子
	5番	庄司 和稔
	7番	野地 長生

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

4. 欠席委員 8番 大川 治夫

5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋	欠席
事務局次長	野田 憲市	
事務局書記	大川 健志	

7. 会議の概要

議長

みなさんおはようございます。定刻より少し早いですが皆さんお揃いになりましたので、ただいまから令和4年11月定例農業委員会を開催します。よろしくお願いします。

また、本日ですが8番の〇〇さんが欠席です。事務局長も他の会議に出席のため欠席です。早速ですが、本日の議事録署名者を指名いたします。3番の〇〇さん、4番の〇〇さんはよろしくお願いします。

それでは議案第1号からご審議願います。議案第1号農地法第3条の規定による許可についてをご審議願います。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。

番号は1番、所在は〇〇で地目は田です。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、水稻を栽培するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長

はい、それでは〇〇委員さん紹介をお願いします。

〇〇委員

それではまず、9ページをご覧ください。申請地の場所ですが、〇〇の〇〇地内で国道311号線から、真ん中にある〇〇と並行して熊野古道を北に進んでもらって、JRの線路を超えたところの右側の赤い印のところ申請地となっております。次のページには拡大図があります。

それから、7ページに戻ってください。ここには公図が示されております。真ん中の赤い線で囲まれた〇〇が〇〇㎡で申請地となっております。

最後に11ページをご覧ください。この上のほうの写真の真ん中にJRがあつて、その上に赤で囲まれた場所が申請地です。その下の写真は現況写真となっております。この現況写真を見てもらったら分かるように、萱が生えているんですね。まあ萱でするので耕作していくにあたってさほど問題はないと思います。草刈りをして耕せば農地として十分使えます。この申請地の所有者は遠方に住んでおり、耕作することが難しく、今回隣接する農地の所有者に譲渡したいという案件です。尚、この譲受人は自作地が隣接地で田んぼ〇〇㎡、畑〇〇㎡所有しており、今回の申請地と合わせる

と〇〇㎡を所有することとなります。そこで米作りをしたいという案件です。以上の案件で審査の程よろしくお願いします。

議長 はい、紹介が終わりました。皆さんにかご質問ございませんか。

〇〇委員 よろしいですか。

議長 〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 譲受人は水稻栽培ということですが、水の関係は大丈夫なのですか。

〇〇委員 現況の写真を見てもらったら分かるのですが、赤い印の右側の JR の下のところに線が入ってるのですが、そこに谷的なものが通ってます。それが赤い印の横を通過しているような感じです。水はそこから引けますね。

〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

〇〇委員 これは道路の横なので、車も入れるしいいと思います。すぐ上やけどね。

〇〇委員 〇〇から裏を行って上から下ってくる経路も車で通れますね。

議長 10ページの地図を見ればいいのかはこれは。

〇〇委員 そうですね。10ページの地図を見てもらったら左側に〇〇がありますわね。その堤防沿いの道路をずっと進んでもらって右折する道路がありますね。それを右折してもらっての経路でも十分に通れます。

〇〇委員

萱もこれだけ生えていたら大変ですね。

〇〇委員

萱自体は根はそんなになので大丈夫だと思います。

〇〇委員

異議なしです。

議長

異議なしの声が上がりましたので採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて許可します。ありがとうございました。続きまして番号2をお願いします。事務局は説明をお願いします。

事務局

続きまして、番号2番所在は〇〇で地目は畑です。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、しきみを栽培するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくをお願いします。

議長

〇〇委員さんよろしくをお願いします。

〇〇委員

農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。

概要につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。

〇〇の〇〇さんが、尾鷲市〇〇に所有している一筆〇〇㎡を〇〇の〇〇さんが不動産売買契約を締結し、当該農地を取得し、シキミを栽培しようとするものです。

この申請地の場所は、9ページの地図をご覧ください。赤丸で示した地番〇〇畑〇〇㎡で国道311号線から約150㎡ぐらいで東側に入った山側の場所で12ページの現況写真となっております。

5 ページの営農計画書をご覧ください。上段に現在の耕作地 2 筆面積〇〇㎡と下段の申請地番 1 筆〇〇㎡合計〇〇㎡となり、本農業委員会の下限面積 10 a を超えており、別添の農地法 3 条調査書第 2 項 1 号から 7 号の許容基準を満たしております。

ご審議お願いいたします。

議長 紹介が終わりましたが、皆さんなにかご質問ございませんか。

〇〇委員 いいですか。

議長 〇〇委員さんどうぞ。

〇〇委員 シキミを育てるということですが面積が小さいですが他のことで使うということではないですね。

〇〇委員 シキミを栽培するということです。個人が育てるということなので。

議長 獣害という観点で見てもこのような作物の方が被害もないですし栽培が容易ということもあと思います。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。ないようですので採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これを許可いたします。以上で議案第 1 号を終わります。

して、議案第2号非農地証明願いについてをご審議願います。事務局は説明願います。

事務局

それでは議案第2号非農地証明願いについて説明します。番号1番、所在は〇〇で地目は畑です。面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては本申請地は、長年、雑草やかん木が生い茂り、農地として使用していない為、申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく願います。

議長

〇〇委員さんよろしく願います。

〇〇委員

概要につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。

土地所有者の〇〇の〇〇さんが、亡父が農地を耕作しなくなり7ページの航空写真の赤丸で示した場所で右上に撮影日が1999年12月1日で雑草やかん木が茂る原野状態で平成30年1月8日、4年前に相続したままで現在に至っているため、非農地証明願いを申請するものであります。

申請場所は、5ページの地図で地番〇〇、地目畑〇〇㎡で、9ページの現況写真のとおりです。

3ページの〇〇町の公図をご覧ください。赤線で囲まれた地番〇〇番で〇〇番が先ほど農地法3条申請で審議した場所になります。

ご審議よろしく願います。

議長

はい、紹介ありがとうございます。皆さんにかご質問ございませんか。

〇〇委員

いいですか。

議長

〇〇委員どうぞ。

〇〇委員 これは先ほどの3条のものと並びですか。

〇〇委員 1つ地目挟んだところになります。

議長 いかがですか。

〇〇委員 異議なし。

議長 異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。非農地願い発行に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これを発行いたします。ありがとうございました。以上で審議案件が終わりました。その他に入りますが、皆さんからなにかございませんか。事務局からは。

事務局 事務局からは何点かあります。まずは一点目は今年度実施させていただいています有機の事業なんです、先日に農業委員会の方から3名の委員の方がご出席いただいて、1回目の検討会議を行わせていただきました。ありがとうございました。その後なのですが、今は圃場実験ということで、有機の肥料と酵素を、あと草生栽培って言いまして、草の種をまいて、その草が生えることによって悪い草が生えないようにして草刈りをしなくても、その草が秋になって枯れる草生栽培って言います。その3点についてご協力いただいて、〇〇地区ですが農業者の方が今、3箇所を実験をしてます。1月には〇〇君のところも追加して、2箇所追加して果樹以外の葉物も実験の方を進めさせてもらう予定です。あくまで国からお金をいただいて実験なので尾鷲に合うかどうかとか、農業者の手間とか見ていきたいなど。それで3年間ありますので来年も続けて実験はさせていただきたいなと思ってます。

後もう1点が、この事業で農業を活性化させていただきたいなど。それで有機農業というキーワードを取り入れてるのですが、今回の事業の1つに消費者に向けて、オーガニック作物というものを正しく知ってもらいたい。農家の人も苦勞して大変なので、市民向けの農業フェアを予定しております。道法先生にもお願いしておりますので、それで日程の方が固まってきました、それが2月18日で向井にある尾鷲マルシェで農業祭りみたいなものがやれたらなど。内容は道法先生のお弟子さん、全国にいますが、5~6名来ていただいて、販売等していただきます。それに合わせて尾鷲市もブースを多く確保したいと思いますので、これからご案内していければと。これを毎年一回していきたいと思っています。また皆さんにはご協力いただければと思いますのでよろしくをお願いします。

後ですね、スマート農業がポイントになっておりまして、今農作業の機械がすごく発達しています。農業の大変だった作業が機械で楽になるとか。尾鷲市でも高齢の方が多いですし、新しい機械の実験なんかも考えていきたいなと思っています。

最後は獣害の関係ですが、この前獣害の研修ありましたが、尾鷲市でもサル被害も多かったですし、来年度は予算の要望も行ってあります。全額国費でもらえるようなもので、サル対策がメインになるのですが、基本的な3つの柱で今までやってきた捕獲、あと侵入防止、最後に追い払い、この3つの柱でやってるんですけど、これを強化していきます。捕獲については猟友会の皆さんに現在は年間60~70頭サルを捕獲してもらってます。それでもこの状況ということで、大型檻を要望していきます。群れで捕ることになってまして、上手くいけば10頭以上は捕れるような檻です。追い払いは町ぐるみで追い払いをしないといけないので、そういう方向で考えていきたいなど。なので追い払いの花火も活用していきたいと思っています。

あとは行動調査、今回要望していくのはGPSの首輪といったところで、猟友会にも協力いただいて、ある程度はサルの行動を把握して、檻を置くところに参考にしたり、こういうものもしていきたいと思っています。これは鳥獣害防止対策協議会が実施主体となって国の補助金を活用した獣害対策を来年度頑張っていきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

そこでもお願いもあるのですが、この大型檻の失敗、成功を分けるのはサルの餌付けみたいなんです。檻の中に餌をずっと入れないといけなくて。その餌が農業者の方でこの時期にこんな廃棄が出るっていうのが分かれば、環境の面でも有効活用が重要なので、そんな情報がありましたら、教

えてください。

〇〇委員 花火も私も自治会のどこかで音がすれば出てって参加してます。花火も安くはないので、もし地域ぐるみでの追い払いに対していただけるとありがたいですね。

事務局 そうですね。地域ぐるみでの追い払いに対して、戦略的にはお渡しさせてもらってなかったのが、地域で連携しながら効果的に配布することができれば良いですね。

〇〇委員 同じところばかりで撃っても効果がないしね。ある程度追わないとね。

事務局 最近はどうですか。サルは減りましたか。

〇〇委員 最近はある見かけなくなったかもね。

事務局 夏場は通報がほんと多かったですね。来年度はほんと獣害対策を頑張っていきたいと思ってますので、皆さんのご支援いただけると我々もありがたいのでぜひ、ご協力お願いします。

あと1つ言い忘れていたのですが、2月の農業イベントの時に、農地の手続きについてホームページには出しているんですけど、知らない人も多くて、僕らも積極的に出て行って、農地の有効活用や手続きについて、尾鷲市農業委員でその時にブースを用意して、周知していければと思ってますのでよろしくお願いします。

議長 分かりました。ありがとうございます。農地法の手続きについて分かりやすく周知するのはいいですね。皆さん他にないですか。ないようですのでこれで令和4年11月農業委員会定例会を閉会します。ありがとうございます。

議事録署名委員

議事録署名委員